

養子離縁届の記入例

届出する年月日を記入してください。

平成 年 月 日 届出
滋賀県東近江市 長 殿

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

養親が夫婦の場合
養親が夫婦である場合で、未成年者と離縁するには、夫婦が共同して離縁しなければいけません。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、単独で離縁できます。
養子が成年者なら、単独で離縁できます。

縁組中(現在)の氏で氏名を記入します。

養子離縁する人の縁組中(現在)の本籍・筆頭者氏名を記入します。

実父母の名前を記入します。父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かなくてください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

養子離縁する人が離縁後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

養子となる人の捨印

養子が縁組中の氏名で署名押印します。ただし、養子が15歳未満のときは上の「届出人」欄は空欄となり、下の「届出人」欄に養子の離縁後の法定代理人が記入し、署名押印します。

氏名	ひがしおうみ たろう 養子 氏 名 東近江 太郎	養女 氏 名	
生年月日	昭和50年5月1日		
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町236		
(住民登録をして)いるところ	しが けんいち 世帯主の氏名 滋賀 健一		
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10		
(外国人のときは)国籍だけを記入してください	筆頭者の氏名 東近江 一太郎		
父母の氏名	父 滋賀 健一	続き柄	父 長
父母との続き柄	母 びわ子		母 女
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 年 月 日許可の審判確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 年 月 日許可の審判確定		
離縁後の本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236		
(外国人のときは)国籍だけを記入してください	しが けんいち 筆頭者の氏名 滋賀 健一		
届出人	東近江 太郎		
署名押印	東近江 太郎		

氏名	ひがしおうみ いちたろう 養父 氏 名 東近江 一太郎	ひがしおうみ やよい 養母 氏 名 東近江 弥生
生年月日	昭和20年12月13日	昭和22年11月8日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10	
(住民登録をして)いるところ	しが けんいち 世帯主の氏名 東近江 一太郎	
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10	
(外国人のときは)国籍だけを記入してください	筆頭者の氏名 東近江 一太郎	
届出人	養父 東近江 一太郎	養母 東近江 弥生
署名押印	東近江 一太郎	東近江 弥生

養父の捨印 東近江
養母の捨印 東近江

養親の本籍・筆頭者をご記入ください

調停・裁判離縁の場合は、裁判所からの書類を忘れずにご持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。(ただし、死亡者との離縁のときは、成年の証人が2人必要です。)

15歳以上の方で縁組の日から7年以上経過した後に離縁する場合は、「戸籍法73条2項の届出」をすることで縁組中の氏をそのまま使うことができます。養子離縁届と同時に提出するときは、この欄は記入しないでください。

戸籍法73条2項の届出
離縁の日から3ヶ月以内に限り届出ができ、家庭裁判所の許可なく、離縁の際に称していた氏を名乗ることができます。

資格	離縁後の親権者 (□父 □養父) □未成年後見人	離縁後の親権者 (□母 □養母)
住所		
本籍		
届出人		
署名押印		

署名押印	滋賀 健一	滋賀 びわ子
生年月日	昭和26年3月13日	昭和28年11月11日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236	滋賀県近江八幡市桜宮町 236
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236	滋賀県近江八幡市桜宮町 236

証人双方の捨印 滋賀 滋賀

- 持参いただくもの
- ① 養子離縁届書(1通)
 - ② 戸籍謄本(養親・養子の謄本が必要です。)
*東近江市に届出される場合 一本籍が東近江市なら不要です。
 - ③ 届出人の印鑑 *スタンプ印は不可
 - ④ 運転免許証・パスポート等 *本人確認のため

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅 勤務先 [] 携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名・押印(スタンプ印不可)が必要です。証人は、養子縁組の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など)